町内会活動の幅が広がる！

地域連携事業補助金

申請受付中

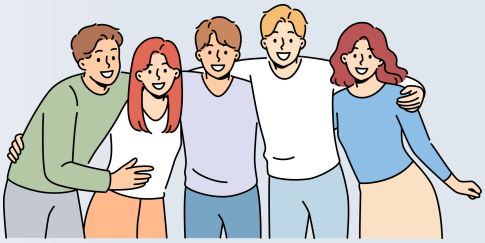

① 複数町内会連携事業

② 町内会と各団体の連携事業

③ 町内会が所属する団体が行う事業

町内会が他の町内会や団体等と連携した「町内会活動の活性化を図るための事業」に要する経費の一部に対して補助金を交付します。

詳細は市HPからもご確認いただけます

このような事業に活用できます！

①近隣町内会と合同ラジオ体操

近隣の町内会など、２つ以上の町内会が合同でラジオ体操の実施

②夏祭りで町内会と大学が連携

大学生が出店を担当したり、ステージ演出に携わるなどの、連携した夏祭りの開催

③地域で学校の花壇を整備

学校区の町内会と児童が一緒に学校前の花壇やプランターを整備する事業の実施

申請者

●町内会
●町内会が構成員に含まれる団体
　またはその代表者が含まれる団体

交付金額

１事業に対して毎年度上限10万円

※対象経費は裏面をご確認ください

注意事項

必ず申請前に一度担当へご相談ください。
事業内容によっては助成対象とならない場合があります。

お気軽にご相談ください！

名寄市総合政策部
地域課題担当

〒096-8686
名寄市大通南１丁目１番地　名寄市役所３階
☎01654-3-2111（内線3311）

補助対象経費について

補助対象経費は、他の補助金、参加料、広告料その他これらに類する収入金を控除した経費とし、備品購入費は含みません。
また、この告示以外の市の補助金等の対象となった事業は、補助対象外となります。

分類	対象経費	対象外経費
食糧費	必要最低限の飲料水や 茶菓子等に要する費用	事業終了後の会食や交流、懇親等を 目的とした飲食に要する費用
旅費	他市町村に居住する講師等との 事前打ち合わせに要する旅費や 先進地等へ派遣し研修する事業を行う場合の 交通費及び宿泊費	左記以外の費用
報償費	研修会や講演会開催に伴う講師料、旅費 （講師料等の謝礼は上限３万円）	左記以外の費用
委託料	研修会や講演会開催などの 運営委託する場合の費用、レンタル料	左記以外の費用
消耗品費	資料作成の用紙やインク、 その他事業に必要となる消耗品の費用 （景品代や参加賞等の上限５万円）	左記以外の費用
通信運搬費	参加者募集や関係者へ対する 郵送料、新聞折込料	左記以外の費用
印刷製本費	チラシやポスターの印刷費や 各種資料の作成に要する費用	左記以外の費用
使用料	施設や会場使用料	左記以外の費用
備品購入費	交付対象外	
その他		事業実施に必要とは認められない経費